

# 春秋時代の農民の田の面積

——『管子』 治国篇の資料学的再検討 ——

若 江 賢 三

はじめに

- 1 『管子』 治国篇に見られる田と度量の単位
- 2 「歩」とは何か
- 3 春秋時代の1畝と1頃

むすび

## は じ め に

『管子』所収の諸篇は、実はその多くが春秋時代の管仲（? -645年B.C.）に仮託して、戦国期さらには漢代に著述されたものである、と見られてきた。例えば南宋の朱熹は「聖賢の千言万語も只だ是れ人に天理を明かし人の欲を尽くすを教ふるのみ<sup>1)</sup>」と述べ、人の欲望の解放を肯定する思想であると位置づけ、さらに「倉廩実ちて則ち礼節を知る<sup>2)</sup>」として経済を優先する発想を有するとして『管子』の評価を貶め、その成立についても、実際には春秋期の管仲の思想を伝えるものではなく、戦国期以降に記されたものとし、その内容も俗であるとして、その資料的価値についても否定的見解を示している<sup>3)</sup>。近年では羅根沢氏は諸篇が戦国期または漢代に成立したものとして、篇ごとにその成立年代を推定しており<sup>4)</sup>、黄漢氏は『管子』が戦国時代の作品であると論じている<sup>5)</sup>。また、日本では安井息軒が「経言九篇」のみ管仲の手になるけれ

ども、その他は弟子や後世の者の手を経て、管仲のものからは大きくずれており、その極みが軽重の諸篇であると述べている<sup>6)</sup>。近時においては木村英一氏は、『管子』には統一がなく、胡適の語<sup>7)</sup>を引いて、発財のための偽書とまで評しており<sup>8)</sup>、その後も金谷治氏に代表されるように、『管子』各篇の多くはその成立が漢代にまで成立時が下ると見ているのである<sup>9)</sup>。

しかしながら、近年（1975年以降）に出土した『睡虎地秦墓竹簡』、『張家山漢墓竹簡』および『嶽麓書院藏秦簡』等の文字資料から、そのことについて根本的に見直す必要が生じたのである。『管子』は管仲の思想をそのまま伝える書というよりは、多年にわたる複数の著者によって書き足されたものであることは確かと言えるであろう。けれども筆者の考察によれば、戦国時代をさらに遡る情報も含んでいるのである。例えば軽重の諸篇に数えられた国蓄篇第73には、当時の人々の食糧消費の量について「大男子四石、大女子三石、吾子二石」という数値を記しており<sup>10)</sup>、一方、『睡虎地秦墓竹簡』の秦律十八種の倉律には、刑徒への食糧支給を規定して「隸臣二石、隸妾一石半石、小隸臣妾一石」とあり<sup>11)</sup>、春秋時代の齊における食糧消費の額が戦国期の秦律の倉律に記す成人の男女および未成人者に支給される食糧に対応しており、額面上ちょうど倍額であったことになる。後述のように、刑徒と一般人との間で基本的に食糧消費量において違いはなかった。したがって、表面的に見るならば、春秋時の民は戦国時の民よりも食糧消費がはるかに多かったということになり、不可解なことになる。この矛盾を解消すべく筆者は次のように考察した。すなわち、春秋時代に比べて、戦国時代は1斛マスの容量が倍額に増大し、その故に、小さなマスで計量した春秋時代の方が額面上は倍額の数値になっていたのである、と<sup>12)</sup>。ここから明らかになったことは、『管子』各篇に残された情報が決して資料的価値の低いものばかりであったのではなかった、という事実である。

ところで、戦国より春秋時代から戦国時代にかけては尺度が訛長し、それに伴ってマスが大型化したのであり、春秋時代（初期）の尺は19<sup>分</sup>弱であったと推察される。また、春秋期より戦国期にかけて度と量とが長大化したことは単

位当たりの金の価格にも反映されていた。春秋期に315銭であった金1両（1立方寸の16分の1の体積を占める金）の価格が、戦国秦では576銭であったのである。これは金の実質価格が変動した故ではなく、金の容積を計測するマスが春秋から戦国期にかけて8割強ばかり大型化していたことを物語るのである<sup>13)</sup>。

さて、上記のことを踏まえれば、次に掲げる『管子』48の治国篇についても再検討が迫られることになる。すなわち、ここには、当時の農民一家族（一夫）が耕作する田より得られる収穫高を記して

中年、畝二石、一夫為粟二百石。

とある。上記の「二百石」という年間の収穫高は、戦国時代の「百五十石」（『漢書』食貨志）に比べてその3分の4の額であり、この治国篇が戦国時代の状況を伝えるものでないことは明らかである。前記の国蓄篇の記述からは、春秋時代の1斛マスが戦国時代のその半分であったことが確かめられたはずであるのに、同じく「百畝」の土地から得られるはずの収穫高の額面が200（治国篇）対150（『漢書』食貨志）となっている。よって年収穫高についても治国篇は同時期のものでもないことが確認される。そこで、本稿では、治国篇が春秋時代に記されたものである、という仮説を設けた上で考察を進めることとする<sup>14)</sup>。一方、『管子』第5の乗馬篇には「方一里は九夫の田なり<sup>15)</sup>」と記されてある。「一夫」当たりの田の面積についていうと、『孟子』にいう戦国時代の井田<sup>16)</sup>の「一夫」の耕作面積が、100歩×100歩=100畝であったのと額面上は同じであったことになる。乗馬篇もまた春秋時代の情報を伝えているとすると、春秋時代の尺が戦国時代より短かったにもかかわらず、額面上は同じ「百畝」からの収穫によって春秋期の農民たちは生活していたことになる。しかるに春秋時代の「百畝」からの生産高によって春秋時代の家族の経済生活が果たして成り立ち得たのであろうか。これが第1の問題点として浮かび上がるのである。そして第2の問題点は、治国篇の「粟二百石」が戦国魏の「百五十石」に比べて額面が3分の4に相当する。このことから、国蓄篇の場合の粟の生産高が戦国時代に比べて額面上倍額になっていた（故に年収穫高が額面上は三百

石でなければ辻褃が合わない) という前稿での考察結果と、この「二百石」とが矛盾することである。

本稿では上記の矛盾の生じた所以について解明し、春秋斉の農民が耕作した田「百畝」の実際の面積が戦国期(の百畝)に比べて、いったいどの程度であったのか、その推定値を求めることを目標とする。行論の都合上、まず第2の問題から論じることとし(第1章)、続いて第2章では、上記の矛盾を解く鍵となるであろう長さの単位である「歩」とはどのような性格を有つ単位であったのかについて考察し、然る後に第3章で斉をはじめとする春秋時代の「一夫」の農民が耕作する田の面積を推定し、以て春秋時の社会経済を把握するための基礎作業としたい。

## 1 『管子』 治国篇に見られる田と度量の単位

『管子』 治国第48には

中年、畝二石、一夫為粟二百石。(再掲)

とある。春秋時代(の斉)において、平年作であれば、1畝当たりの田から2石の穀物の収穫があり、1世帯当たり(田100畝)では粟収が200石となるといふ。これが当該時の斉における農民一世帯の標準的収穫高であったということになる。上記治国篇が(後世に偽作されたものではなく、確かな)史実を伝える史料であると見るならば、ここには重要な2つの情報が含まれることになる。すなわち、当時の一般農民の田における畝収が「二石」であったことと、一夫、すなわち一世帯当たり100畝の土地を耕作するという標準額がこの時点で存在したらしいということである。いずれも重要であるが、本稿にあっては、就中後者について、その面積が(戦国期の耕作面積と比べて)実際にどの程度であったのかということこそが糾明すべき情報なのである。ともかく、上記治国篇の記述は、1世帯につき、100畝=1頃の耕作地を前提とした表現である。実際に農民1世帯当たりピッタリ1頃となるよう、厳密に土地が割り振られわけではなからうけれども、建前としては「一夫百畝」であり、「二百石」

が当時の齊における農民一世帯の収穫高であった、ということになるのである。

これらの情報を、戦国時代の魏における尽地力の教えと照らし合わせて比較する。そこには

今一夫挾五口、治田百畝。歳収畝一石半、為粟百五十石。除十一税十五石、余百三十五石。食人月一石半、五人終歳、為粟九十石。余有四十五石。石三十、為錢千三百五十。除社閭嘗新春秋之祀、用錢三百、余千五十。衣、人率用錢三百、五人終歳、千五百、不足四百五十。〔漢書〕食貨志)

とある。すなわち戦国時代の魏においては標準的5人家族の農家の収穫高は、畝収が1石半で、100畝=1頃では150石であったというのである。

上記の2つの史料における「粟」が同一種（または同一量の）穀であるという前提に立つと、その収穫高の額面において、治国篇に記された春秋齊の畝収は戦国魏と比べてその額面が3分の4倍となっている。一見、春秋期の方が生産性が高かったように見えるが、しかし、このケースについても、単純に額面通りの理解は有り得ない。富国強兵策を推進して生き残りを賭ける戦国期の諸国において、農耕の技術が春秋時代よりも後退して生産率が低下したというようなことは、考え難いことであるからだ。なお、春秋期から戦国期にかけて、マスが大型化したことについては前稿<sup>17)</sup>で考察した通りであるが、焦点となるのは、春秋齊の「畝」と戦国魏の「畝」の面積の異同である。これを明らかにし得なければ、度量衡の変遷の実態も明らかとならないし、春秋時代の国家経営や農民の経済生活についても明らかとはなし得ないはずである。

そこでまず考えなければならないことは、治国篇が編纂された時期と戦国時代の魏において、農民の食糧消費に実質上の差があったか否かという問題である。これについては国蓄篇の考察の際の観点と全く同じである。すなわち、民の食生活が戦国時代に入ってから急変したとは考え難く、かつ100畝の田から生産される穀物によって5口の民の食と衣を中心とする生活が維持し得たはずであるから、戦国魏における「百五十石」の粟収と治国篇の該当する齊におけ

る「二百石」とはほぼ等量であったと見なければならぬのである。もしそうだとすると、治国篇における時期のマスが戦国時代（の魏）におけるマスに比べて4分の3（7割5分）の容量であったということになる。すなわち、戦国魏における1石が20 $\frac{1}{2}$ であったのであるから、治国篇の該当時におけるマスはその4分の3に相当し、その容量はすなわち15 $\frac{1}{2}$ であったことになる。もしそうだとすれば、これは春秋時代（初期）のものと覚しき国蓄篇で想定される10 $\frac{1}{2}$ の1斛マスに比べて、それよりは1倍半だけ大型化していたことになるのである。

前述したように、マスが大型化する要因は尺の訛長にある。春秋時代の尺が1.2倍強に訛長することによって、マスは1.8倍にと大型化した<sup>18)</sup>。当初19 $\frac{1}{2}$ 弱であった春秋初～中期の尺が戦国時代に近い春秋末期には21 $\frac{1}{2}$ 程度に訛長していた、と考えられるのである。1辺が1割程度訛長することによってマスの容量は3分の4となり、大型化するのである。

なお、春秋時代には秦や漢のごとき中国全土に支配力が及ぶ統一政権が存在していたわけではない。関野雄氏によれば、戦国時代には商人たちによる交易により、おのずと統一尺が生まれていたという<sup>19)</sup>。しかしながら、当時の国境を越えての交易が始まったのは戦国時代以降ではなく、春秋時代には既に諸国間の物品の交易が始まっていたことも疑いないであろう。そうすると、春秋時代以前より、ある程度統一した物差しやマスが存在したこともほぼ疑いない。しかしながら、数百年に及ぶ春秋時代を通して一定の尺が保たれていた、という確証は得られていない。春秋時代から戦国時代へという過渡期間中にも尺が伸び、マスの大型化が進行したであろうことも当然であったといえる。しかし、治国篇から推定された21 $\frac{1}{2}$ 尺が用いられていた時期はといえば、春秋時代も後期で、比較的戦国時代に近い時期であったであろう。よって治国篇の原型が成立した時期についても春秋時代の後期であったという推定が可能となるのである。

## 2 「歩」とは何か

『中国古代理度量衡図集』によれば、戦国時代の魏や秦をはじめとする諸国では、統一した度量衡が用いられていたことが確認される。1尺が23 $\frac{1}{2}$ 寸であり、6尺 = 1歩、300歩 = 1里であり、面積としては1平方歩が1歩であった。ここまでは諸国に共通であった。しかし、土地が広く、牛犁耕をはじめとする農耕技術の発達していた辺境の秦では、いち早く240歩 = 1畝制が採用された。休耕地の存在や肥料の確保等、農耕上には複雑な問題があったと思われるが、ともかく全体的に秦は戦国の他国と比べて、農民1世帯当たり2.4倍程度の広がりを持っていたと理解されるのである。なお、他の諸国では秦による統一以前には100歩 = 1畝制が維持されたであろう。(100畝 = 1頃とする点では秦を含めて諸国に共通であったはずである。)そして前述したように、魏をはじめとする諸国での生産高は粟収で1畝につき1.5石、1世帯1頃では150石、というのが標準であったのである<sup>20)</sup>。

考古学上の遺物から確認できる尺度の起源は殷にあり、1尺はほぼ16 $\frac{1}{2}$ 寸であり<sup>21)</sup>、春秋時代にはこれが19 $\frac{1}{2}$ 寸弱に訛長し、さらに戦国時代には23 $\frac{1}{2}$ 寸に訛長したのである。しかしながら、春秋時代以前の土地の面積がどのようなものであったかについては、今日に至るまで、ほとんど不明のままである。しかるに前述したごとく、『管子』の治国篇には「中年、畝二石、一夫為粟二百石」とあり、一夫すなわち農家1世帯当たりの耕作面積は100畝(が標準)であったことが記されているのである。

さて、『管子』についてはこれまでその大部分が戦国時代以降の内容が入り込んでいるという指摘がなされてきたが<sup>22)</sup>、委細に検討すると、春秋時代の人でなければおそらく知り得なかったであろう貴重な情報や記録が含まれていたことも、また明らかとなるのである。例えば中匡第19には

管仲曰「(前略) 甲兵未足也。請薄刑罰、以厚甲兵」。於是、死罪不殺、刑罪不罰、使以用甲兵贖、死罪以犀甲一戟、刑罪以魯盾一戟、過罰以金。とある。ここには斉の桓公の諮問に応じた管仲の建言によって、贖刑制が作ら

れたことが記されてある<sup>23)</sup>。戦国時代の秦においては甲や盾は現物としての甲（よろい）や盾（たて）ではなく、1,344銭（＝7垂）および384銭（＝2垂）という銭額を示していたことが明らかとなったのであるが<sup>24)</sup>、中匡篇はそれより前の贖刑制の原型を伝えており、『管子』は春秋期における齊に贖刑の起源があったことを示している。春秋時代のことを記す『国語』の齊語にも同趣旨の記述があり、中匡篇が春秋時代の情報を伝えていることも疑いないのである<sup>25)</sup>。

百畝の田から収穫される「二百石」の穀の量については次章で考察することとするが、さしあたっての問題は、春秋時代から戦国時代にかけて、尺度が長大化したことにより、一夫（五口）の農家で耕作する土地の面積がどのように変化したのか、というところにある。尽地力の教によれば、戦国時代の魏における100畝は農民たちに経済的余裕をもたらすに足るものでは必ずしもなかった。春秋時における尺が戦国期より短かったとすれば、100畝の面積も春秋時代はさらに小さかったということなのか。もしそうだとすれば、農民の生活は困窮を究めていたことが推測され、生計は成り立たなかったはずではないか、という難問に遭遇するのである。

さて、この問題を解く鍵は「6尺＝1歩」とした「歩」の中にあるとするのが筆者の見解である。「歩」とはどういう概念であったのかを考えたときに、重要なヒントを与えてくれるのが『旧唐書』卷48食貨上に

武徳七年、始定律令、以度田之制。五尺為歩、歩二百四十為畝、畝百為頃。

とある記述である。唐王朝草創の武徳7年（624年）の時点で新たな律令制度を定めるに当たって、尺が30<sup>釐</sup>に訛長していたことを考慮して<sup>26)</sup>、戦国期以来6尺＝1歩であった歩制を、5尺＝1歩に改めたのである。秦漢以来、23<sup>釐</sup>であった尺が30<sup>釐</sup>に訛長したのであるから、5尺を1歩と改めることによって、1歩を150<sup>釐</sup>とし、戦国期以来の138<sup>釐</sup>にある程度近づけることができ、それによって混乱を最小に止め得た。これが一応の理解である。しかしながらそのみならず、歩と尺との関連については、さらに現実的な問題があったと思われる

る。春秋戦国期には土地についても計測が厳密に行われ、その土地に税がかけられるようになる。そこで、その土地の計測がどのような方法で行われていたのかを考えておく必要があるのである。

土地の計測と天文学とが密接な関係があったとされるが、計測の基本は人の歩幅を使つての距離の計量であったことは疑いない。時代は降るけれども、日本の江戸時代に伊能忠敬（1745－1818年）が日本地図を作成し得た背景には、2歩の歩幅を正確に5尺とする訓練があつて、その一定した歩幅によって道のりを測ることができたという事実がある<sup>27)</sup>。この方法はおそらく伊能の独創になるものではなかつた。その淵源をたどれば古来の中国においても、土地計測の基本はやはり歩幅によるものであったことは疑いない<sup>28)</sup>。唐代、尺が詔長していた状況の中で、6尺（180寸）は長すぎて、これを2歩で刻むことは不可能になっていたのではなからうか。

ところで、戦国時代に6尺を1歩とした時点では、1歩（138寸）がそのまま歩幅を意味したとは考え難く、かといって「歩」が無意味な単位であったとも考え難い。尺や丈という単位も手や身長に起源を持っていたからである。そこで筆者は、2歩の歩幅が「1歩」とされたのではないか、という考えに思い至つたのである。

さて、唐王朝でも、「歩」という単位は重要な意味を持っていた。あるいは王朝が確立するより以前から、軍隊の行進等における現実的な必要に迫られて長さの単位が定められたのかも知れない。そして、その故に1歩を5尺に改めていたという可能性が考えられる、この5尺＝1歩の制が、正式に武徳7年の時点で公布されたのである。1歩が5尺（150寸）であれば、歩幅を75寸と定めれば、2歩の歩幅で「1歩」を刻み、600歩の歩兵の行軍によって「300歩」すなわち1里を刻むことができ、このような設定は軍略上も極めて便利であつたはずである。

上の考察からは、「歩」には、実際に歩幅によって移動距離を知るという機能と共に、尺数を変更することによってその長さの調整を可能とするという、これまた便利な機能が備わっていたことが見えて来た。つまり、尺度の詔長に

対応させて1歩の尺数の変更によってこれを調整し、それによって、土地計測の基礎となる1歩という単位をほぼ同じ長さに維持させることが可能であったのである<sup>29)</sup>。

以上のことをヒントとして考えると、春秋期から戦国期にかけても尺は長大化したのであるから、それに対応させた結果として、春秋期の8尺=1歩から、戦国期の6尺=1歩へと調整がなされたのではないか、という見通しが立つのである<sup>30)</sup>。春秋時代の1尺が19 $\frac{1}{2}$ 寸弱であったとするならば、7尺は133 $\frac{1}{2}$ 寸弱となり、8尺は152 $\frac{1}{2}$ 寸弱となる。これらが戦国時の1歩=138 $\frac{1}{2}$ 寸に近く、このうちのいずれかが殷の「1歩」であった、という可能性が高いと思われる。

この問題を考えるに当たって、筆者はさらに殷代に遡って考察した。殷の1尺が16 $\frac{1}{2}$ 寸であったとすれば、その7尺は112 $\frac{1}{2}$ 寸であり、8尺が128 $\frac{1}{2}$ 寸となる。いずれが殷の「1歩」であったかは不明であるが、ともかく、当初より「歩」とは歩幅そのものではなく、その2歩分であったと考えざるを得なかった。このことのみならず、「歩」は土地丈量のための調節機能を備える（変動の可能性を前提とした）単位であったということが見えてきた。殷代に農業が盛行していたことは、卜辞に農業に関する記録が多くあることによって、夙に知られるところである<sup>31)</sup>。故に、当然のことながら土地の測量も行われていたであろうし、その際に歩幅による計測がなされたであろうことも疑いない、と。ここに「歩」の長さが定められるべき必然があった。この制には、柔軟性を有する、いかにも中国的な智慧が秘められていたと言えるであろう。

### 3 春秋時代の1畝と1頃

春秋時代の1歩が何尺であったかを示す決定的証拠となるものは見つからないのが現状であるが、仮に8尺であったとしてこの仮説によってその検証を試みておく。春秋時代半ばの時点で1尺が19 $\frac{1}{2}$ 寸弱であったとすると、8尺は152 $\frac{1}{2}$ 寸弱となる<sup>32)</sup>。8尺が1歩であれば、1平方歩は2.3平方メートルとなる。したがって1畝は230平方メートルとなる。戦国時代の魏においては1平方歩

は1.9平方メートルで、1畝は190平方メートルとなり、春秋時代の1畝の方が2割程度面積が広がったことになる。これが春秋時代の実状に近かったのではなかろうか。

上の推測を支持する史料が存在するのである。前掲の『管子』乗馬第5に  
方一里、九夫之田也。

とあるのがそれである。この乗馬篇は「経言九篇」に含まれており、春秋時代の情報を伝える春秋時成立の篇であったと仮定して考察する。すなわち、1里が300歩であったことは春秋期も戦国期と同じであったと見られるが、春秋時代に「方100里」が9夫の田であったということは、1夫の田が「方100歩」、すなわち100畝であったということであり、額面上は戦国時代と同面積であったことになる。一方、戦国時代の井田制を伝える『孟子』巻5、滕文公篇には  
方里にして井、井は九百畝、其の中を公田と為す。八家は皆な百畝を私し、同に公田に養ひ、公事畢りて然る後に敢て私事を治す。

とある。孟子のいう井田中の百畝を一夫が私田として耕作し、公田を他の7家と共に耕作して、公田からの収穫を税に充てるというのである。これを上記の乗馬篇の記述と比べるならば、乗馬篇では900畝を9家で耕作するのに比べ、滕文公篇では同じく900畝の田を8家で耕作したことになる。つまり、戦国期の井田制の場合の方が、1夫当たりの面積が8分の1だけ増えていたことになるのである。これを逆に言うと、春秋期の一夫の耕作面積は戦国期のそれよりも額面上8分の1だけ少なかったことになる。にもかかわらず春秋期の農民の生計が成り立ち得たのである。その理由を考えると、春秋期の1畝の方が、戦国期の1畝よりも面積が大であったことを窺わせるのである<sup>33)</sup>。

次に、穀物の生産量について確認する。前掲治国篇に

中年、畝二石、一夫為粟二百石。

とあった。春秋斉と戦国魏ではともに5口の農家が標準であったとすれば、春秋時代の200石がすなわち戦国時代の150石に近かったはずである。すると、上記の治国篇が記された時期のマスが戦国時のマスの4分の3の容量であったことになる。この治国篇の数値は、金の1両が315銭であった時点よりもやや下

る時期のものであった、という可能性が大である<sup>34)</sup>。

次に、序章で上げた春秋時代の食糧消費が戦国時代と比べて額面上2倍となっていることの理由を確認しておく。立方体のマスであれば一辺が1.26倍になればちょうど2倍の容積になる。故に、国蓄篇が記された時点より1.26倍に訛長したのが戦国時代の尺であったとすれば、戦国魏のマスが国蓄篇の記された時点でのマスの2倍であったことになる。故に、同量であってもそのマスで量ればその額は半分になる。ここから逆算すると、国蓄篇の時期の尺として18.3寸であったという数値が得られる。これは孔子の時代(19寸弱)よりやや短い。よって孔子の生きた時期よりもやや遡る可能性がある。『管子』中に記される数値は概数である故に必ずしも厳密とは言えないのであるが、目安とはなり得るであろう。

なお、春秋時代と戦国時代とは截然と区切り得るものではなく、度量衡についても、ある時点で諸国において急に変化したとは限らない。それはともかく、8尺=1歩という設定は人為的なものである。おそらくは土地丈量の単位が、戦国時代に確認された尺の長大化という現実を見た魏や秦をはじめとする戦国諸国が、6尺=1歩制を採ったのであろう<sup>35)</sup>。これを受けた商鞅は秦の土地の豊かさに鑑みて、自国内を240歩=1畝制で統一し、これが漢代になって全中国に施行されたのである。こうした流れの中で見ると、春秋時代の1畝は戦国時代の1畝と同等か、あるいはこれよりもやや広がったと推測され<sup>36)</sup>、それは約230平方尺であったと思われる。したがって、1頃はその100倍の2.3万程度であったことになるであろう。

## む す び

稿を結ぶに当たって、春秋齊と戦国魏の1畝の面積と、それぞれの時代の耕の大きさとを確認しておく必要がある。まず、1畝の面積について述べておく。戦国時代になると、春秋時代に比べて、田の単位面積当たりの生産率は多少向上していたかもしれないが、土地の豊富であった西方の秦を例外とすれば、諸

国における農民の平均的な耕作地については、ほとんど違いはなかったと見て大過ない。戦国時代の1歩は6尺と定められていたが、春秋時代の1歩は8尺であった、とするのが本稿での検討によって得られた結論である。春秋時代（初期）の1尺は19 $\frac{1}{2}$ 寸弱であったので、8尺は152 $\frac{1}{2}$ 寸弱となる。したがって、1畝の面積は戦国魏の1畝（＝100平方歩）の面積よりも若干大きかったことになる。春秋期の情報を記す乗馬篇に「方一里、九夫の田」とあり、戦国期のことを記す『孟子』滕文公篇には公田と私田とを含む「方一里」の田を八家が耕作して生計を立てていた（額面上は春秋時代の8分の9に増大していたことになる）という記述がその理解を支持することになるのである。そして、このような見通しを立てることによって、乗馬篇が春秋時代の情報を伝えているとした筆者の仮定も承認し得るのではなかろうか。

次に、1頃の田から得られる収穫量について確認する。『管子』治国篇に見られる「二石」および「二百石」という収穫高は、戦国期の魏における標準的5口の農民家族が1頃の土地を耕作して得られる畝収（1.5石）および全収穫（150石）に比べて、額面では3分の4倍の数値となっている。しかし、春秋（末）期の「二石」とは、尽地力の教という「一石半」に相当するはずであるから、治国篇に記される「石」が戦国時代の石（20 $\frac{1}{2}$ 石）の7割5分（15 $\frac{1}{2}$ 石）であったことになる。とすれば治国篇の記述は春秋時代の後期の史料に拠ったものと考えられる。その時点では21 $\frac{1}{2}$ 寸程度の尺が用いられ、マスは戦国期の7割5部の容量であったとなる。このように計算すれば、治国篇にいう「二石」と一致することになる。ともかく、春秋初期の19 $\frac{1}{2}$ 寸程度の尺が春秋末期に21 $\frac{1}{2}$ 寸程度に訛長したと見るべきであろう。この観点によって、治国篇の「二石」という数値が説明できるのである。いずれにしても、春秋期における農民の標準的な耕地面積は戦国時代に比べて、決して小さいものではなかったと推定できるのである。

本稿では大胆な仮説を設けて考察してきたが、これまで論じられてきたように『管子』の内容は、確かに一人の人物によってすべて記されたものではなく、全貌を把握しようとしても一筋縄で扱えるものではない。しかし、国蓄篇

や乗馬篇のごとく、春秋時代初期まで遡るものも確かにあったのである。また、治国篇は春秋時代の中でも、戦国時代に近い時期に記されたものと理解できる。こうした可能性を追求しようとするならば、各篇成立の時間差や地域差があったという観点についても、先入見を払っての再検討が必要となるであろう。例えば『韓非子』等の他書に類似の表現があるとしても、『管子』がそれをまねたのではなく、その逆であったという可能性も十分にあるのである。ともかく、そうした試みにより、『管子』は歴史研究の資（史）料としても、さらには思想史の資（史）料としても、貴重でかつ魅力的な対象として蘇る可能性が見えてくるかも知れない。さらには、これまで戦国時代以降のものとされてきた経済思想についても、春秋時代を遡るものも確認できるとであろうと思われる<sup>37)</sup>。これについては今後の課題である。

#### 注

- 1) 『朱子語類』 卷12を参照。
- 2) 『管子』 牧民第1を参照。
- 3) 『朱子語類』 卷137を参照。
- 4) 羅根沢『管子探源』 1931年を参照。
- 5) 黄漢「管子為戦国時代作品考」（『安徽大学月刊』 第2巻第6期）を参照。
- 6) 安井衡『管子纂詁』の自序を参照。「経言九篇」とは牧民第1、刑勢第2、権修第3、立政第4、乗馬第5、七法第6、幼官第8、幼官図第9（亡）の9篇を指し、軽重の諸篇とは巨乗馬第68、乗馬数第69、問乗馬第70（亡）、事語第71、海王第72、国蓄第73、山国軌第74、山権数第75、山王数第76、地数第77、揆度第78、国準第79、軽重甲第80、軽重乙第81、軽重丙第82（亡）、軽重丁第83、軽重戊第84、軽重己第85、軽重庚第86（亡）の19篇を指す。就中、前稿（注12を参照）で論じた国蓄篇の成立が管仲から遠いとされていることに注目すべきである。管仲の意図を伝えているか否かというのは、篇の並べられた順序や体裁等では判断できないということが本稿の検討から明らかとなるであろう。
- 7) 古書を偽作する者の心理として「一は古人に託して自己の説を重くする為、一は銭財の為」としている、という（胡適『中国哲学史大綱』 導言）。
- 8) 木村英一「管子の成立に関する二三の考察」（『支那学』 漢暦記念号、1942年）を参照。
- 9) 金谷治『管子の研究』（岩波書店、1987年）172頁を参照。

- 10) 「中歳之穀、糶石十銭。大男食四石、(中略) 大女子食三石、(中略) 吾子食二石 (中略)。歳凶穀貴、糶石二十銭。」
- 11) 『睡虎地秦墓竹簡』秦律十八種49-50簡の倉律。
- 12) 拙稿「孔子の身長について——春秋時代の尺と金価——」(愛媛大学人文学会編『人文学論叢』第16号、2014年)を参照。
- 13) 前注に同じ。
- 14) 尽地力の教によれば戦国時代の畝収は1.5石であったはずであり、100畝からの収穫量は150石であったはずであり、治国篇の数値にそぐわない。
- 15) 「方一里、九夫田也。」なお、1里は300歩であるから、方1里は900畝となる。
- 16) 「方里而井、井九百畝、其中為公田。八家皆私百畝、同養公田。」
- 17) 注12の拙稿。
- 18) マスの1辺が1.22倍になればその容量はほぼ1.8倍となる。
- 19) 関野雄「古代中国の尺について」(『東洋学報三五-三・四、一九五三年)及び同氏「中国青銅器文化の一性格」(『東方学』二、一九五一年、共に後に同氏著『中国考古学研究』一九五六年に再録)を参照。
- 20) ただし、秦では鉄器による農耕技術や農地の開墾や灌漑等の条件がよかったために、240歩=1畝制がとられ、ために、額面通りの収穫率であれば、魏と比べると2.4倍の360石の収穫があったことになる。
- 21) 『中国古代度量衡図集』(1981年、文物出版社刊)の図1および図2を参照。
- 22) 『アジア歴史事典』(平凡社)の大島利一氏による管子の項を参照。大島氏は「これを通覧すると、管仲以後の事実や管仲の功業を称賛しているところもあり、本書の大部分は後人の続筆になるものである。」と述べる。
- 23) これについて筆者はかつて拙稿「秦律における贖刑の制度」を発表して中匡篇が贖刑制の原型であるとしての内容について紹介した。その時点では甲、盾の額が不明であったために、今世紀に入って『里耶秦簡』が出土してより、これを修正しなければならなくなった。秦律においては、甲や盾が具体的な罰金額を示していたことが明らかとなったが、『管子』中匡においてはその原型として武器としての甲や盾の能入によって刑を減免すべきことを述べたものであり、戦国時代より前の贖刑制の原型が記されていたと評価されるのである。そして、改めて秦律の贖刑制を考察したのが拙稿「秦律における爵価と贖刑の制度」(『愛媛大学法文学部紀要人文学科編』第37号、2014年)である。
- 24) 拙稿「秦律における盗罪とその量刑——ことに盾・両・甲の銭額について——」『人文学論叢』(愛媛大学人文学会)第15号、2013年を参照。
- 25) 小林昇氏は『国語』齊語に記載は『管子』小匡(中匡の誤り)から採られたと見る。同

- 氏は羅根沢氏らの影響によって、そのような見方をしたと思われる。小林昇「管仲観の変遷」(『歴史学研究』第4巻第6号、1935年)の註9を参照。
- 26) 唐代には大尺と小尺とが併存し両者の長さの比が6:5であった。小尺が2割詛長したものが大尺(30 $\frac{2}{3}$ 尺)であった。大尺の方を公式に用いるという方針がこの時点でできあがっていたのであろう。
- 27) 江戸時代に使われた尺が唐尺に等しかったことについては荻生徂徠が確認している。すなわち、『唐書』食貨志に「径八分」と記され、大量に日本に入っていた開元通宝銭の直径の平均値が当時の尺で丁度8分となっていたのである。荻生徂徠『度量衡攷』を参照。
- 28) 日本の帝国陸軍の歩兵も1歩75 $\frac{2}{3}$ 歩行できるよう訓練したという(棟田博『陸軍よもやま話』光人社N F文庫、1993年を参照)。現在も自衛隊においては歩幅75 $\frac{2}{3}$ で行軍するという。
- 29) 例えば戦国～後漢では1里(=300歩)は414 $\frac{1}{3}$ 尺であったが、新制度では450 $\frac{1}{3}$ 尺となり、伝統的な里数に近い数値を維持し得た。戦国時代の歩兵は414 $\frac{1}{3}$ 尺を600歩で刻んだであろうが、唐代の歩兵は450 $\frac{1}{3}$ 尺を600歩で刻んだことになる。歩幅を69 $\frac{2}{3}$ から75 $\frac{2}{3}$ へと改めればそれが可能となる。
- 30) 7尺=1歩とすると1歩は132 $\frac{2}{3}$ 尺となり、これは戦国期の1歩と近いが、なんらかの理由により、8尺=1歩制が採用されたのであろう。あるいは殷代から8尺=1歩制が用いられていた、ということかも知れない。
- 31) 小島祐馬「殷代の産業に就いて」(『支那学』第3巻第10号、1924年)を参照。
- 32) 周代(春秋時代)の1歩が150 $\frac{2}{3}$ 程度であったという知識が、何らかのかたちで唐代に伝えられていたという可能性も考えられる。もしそうだとすれば、周の昔の制に近づけようとして5尺を1歩となしたことの必然性がより現実的に伝わってくる。
- 33) 『孟子』の井田における100畝の面積と尽地力の教における100畝が同じであったかどうかは不明であるが、尽地力の教では、十一の税として農民が公に取り上げられる15石(=450銭)分が農民の赤字となることが述べられている。これに対して井田制の場合は公田からの収穫により、農民は赤字なしの会計が維持し得たことになる。故に、両者における畝の面積は同じと理解されていたと見てよいのではないか。
- 34) 張家山247号漢墓より出土した『算数書』によれば、金「1両」が315銭であった時期があった。ここにいう「1両」というのは、戦国や秦漢の1両よりも小さい尺(およびマス)で計量されたものであった。筆者はその時期における尺を19 $\frac{2}{3}$ 弱であったと推定した(注12の拙稿を参照)。一方、春秋末期の尺が20.9 $\frac{2}{3}$ であったとするならば、その尺によって造られるマスは23 $\frac{2}{3}$ の尺によるマスの7割5分となり、このマスによる2石は戦国マスでは1.5石となり、尽地力の教と一致する。よって、治国篇の取材された時期は金「1両」

## 春秋時代の農民の田の面積

が315銭であった時期よりも後であったと考えられる。春秋末期で尺が21 $\frac{1}{2}$ （弱）の時期であったとするのは自然な流れであろう。

- 35) 中原に位置する魏において真っ先に23 $\frac{1}{2}$ 尺と6尺1歩制が取られ、諸国がこれにならったと考えられる。『漢書』食貨志は、その故に魏の文侯への提言である尽地力の教を取り挙げたのではないか。
- 36) 諸国の富国強兵策に推されて技術的に進歩したことと、これにつれて人口が増加したことによる。戦国時代になって一戸当たりの耕作面積が多少小さくなくても、生産性がそれを補う程度に増大していたと見られるであろう。
- 37) 『管子』の経済思想については周俊敏氏の優れた研究があるが、個々の篇の成立時期の違いに関する考察まではなされていない。同氏『〈管子〉経済倫理思想研究』（岳麓書社、2003年）を参照。

### 〈付 記〉

本稿は2014年12月13日開催（於愛媛大学）の中国資料学国際シンポジウムの研究会での発表予定原稿をもとに、これに加筆して成ったものである。愛媛大学国際GPプログラムのメンバーの方々に感謝の意を表したい。